

郵便による戸籍謄抄本等の請求方法

以下の4点を同封のうえ、本籍地の市区町村役場等へ送付してください。

1 郵送請求書

(次ページの、戸籍証明書等郵送交付請求書[PDF]をダウンロードして必要事項を記入してください)

◆注意点

○戸籍謄本・戸籍抄本・除籍(改製原戸籍)謄本・戸籍附票について、同一戸籍の人・直系親族以外が請求される場合は委任状が必要です。その他、請求される戸籍で続柄が確認できない場合は、確認できる戸籍等の写しを添付してください。

○確認事項があればお電話しますので、昼間の連絡先、電話番号を必ずご記入ください。

2 本人確認ができるもの

○運転免許証・旅券・住基カード・マイナンバーカード(写真付の表面のみ)等、顔写真付きの官公署発行の証明書1点の写し

又は

○健康保険証・年金手帳・介護保険受給者証等、申請者本人が確認できる書類2点の写し

3 手数料分の定額小為替(郵便局で購入できます。)

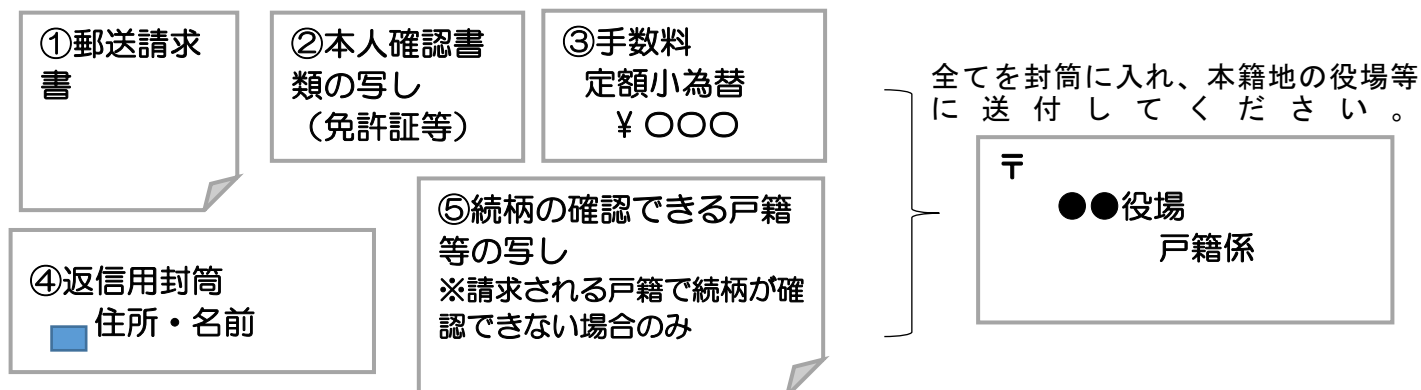
手数料	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	1通	450円
	戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	1通	450円
	改製原戸籍謄本・抄本	1通	750円
	除籍謄本・抄本	1通	750円

※その他の証明は市町村によって異なりますので、事前に本籍地へお問い合わせください。

なお、嘉島町が本籍地の方の戸籍附票と身分証明書は1通300円になります。

4 返信用封筒に切手を貼付し、宛名を記入したもの

※お急ぎの場合は速達料金の切手を貼付することをお勧めします。



嘉島町へご請求いただく場合の

<宛て先・連絡先> 〒861-3192

熊本県上益城郡嘉島町大字上島530番地

嘉島町役場 戸籍係

<電話番号> ☎096-237-2574

戸籍証明書等の郵送交付請求書

(宛先 市町村長) 申請日 年 月 日

① 必要なもの	戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	450円	通
	戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)	450円	通
	除籍 (改製原戸籍) 謄本	750円	通
	戸籍附票 (市町村によって手数料が異なります。嘉島町300円)		通
	※必要なお住所の指定があればご記入ください。		
	住所 () から () までの履歴		
	身分証明書 (市町村によって手数料が異なります。嘉島町300円)		通
その他 ()			通

戸籍に記載されている全員分が戸籍謄本、一部が戸籍抄本となります。

戸籍の中に誰もいなくなった戸籍が除籍謄本、古い様式の戸籍が改製原戸籍謄本です。

② 本籍

必ず地番までご記入ください。

③ 筆頭者氏名		M・T・S・H・R	年 月 日
戸籍抄本の場合、必要な方の氏名		M・T・S・H・R	年 月 日

筆頭者とは、戸籍の1番目に記載されている方です。死亡しても筆頭者は変わりませんのでご注意ください。

④ 必要とする理由	<input type="checkbox"/> 戸籍の届出 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 免許・資格 <input type="checkbox"/> その他 ()
-----------	--

相続の場合 どなたの者が必要ですか 氏名 () 年 月 日生	<input type="checkbox"/> 出生から死亡まで <input type="checkbox"/> () から () まで <input type="checkbox"/> () と () の関係が分かるもの <input type="checkbox"/> その他 ()
---------------------------------------	---

出生から死亡までの場合、多めに手数料を入れてください。お釣りはお返しします。不足の場合は、追加で送付していただくこととなりますので、その際にご連絡します。

⑤ 申請者について

住所	〒 ()		
※住民登録しているところ			
フリガナ	生年月日	M・T・S・H・R	
氏名	筆頭者との続柄	年 月 日	
屋間に連絡のとれる電話番号 ※必ずご記入ください。連絡が取れない場合、送付できないことがあります。	自宅	()	
	携帯	()	
	会社	()	

書類の返送先は、原則住民登録地 (住民票の住所) となります。

⑥ 手数料 定額小為替 (郵便局で販売) () 円分同封

※返信用封筒 (宛先の住所・氏名を記入、切手貼付のもの) 及び本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等のコピー) を同封してください。

● 2週間以内に戸籍の届出を出された方は、ご記入ください。

月 日に () 届を () 役所・役場に提出

※偽りその他の不正な手段により証明書の交付を受けた者は刑罰 (30万円以下の罰金) が科せられます。